意見陳述を希望される方へ

【意見陳述の流れ】

意見陳述の流れは以下のとおりです。

- ①委員長は請願者からの意見陳述がある旨を報告
- ②意見陳述者入室
- ③意見陳述(5分以内)
- ④委員からの質疑
- ⑤意見陳述者退室

【意見陳述者への注意事項】

意見陳述者に対する注意事項は以下のとおりとします。

- ①委員会開会時間の15分前までに中津市役所の議会事務局に来ること。
- ②発言時間を遵守すること。
- ③当該請願の内容を超えた発言をしないこと。
- ④個人情報に関する発言、公序良俗に反する発言、特定政党・個人等への 誹謗中傷その他社会通念上不適切と判断される発言をしないこと。
- ⑤会議の妨害となる行動をしないこと。
- ⑥委員長の指示に従うこと。

【書類提出等】

- ①意見陳述を希望する場合は、意見陳述申出書を開会日の前日(/)までに提出してください。
- ②意見陳述の可否は、請願の審査日 (/ 予定)の2日前までに申出者に通知することとします。
- ③意見陳述時の資料がある場合は、議会事務局にご相談ください。意見陳述 時の資料は、意見陳述者で用意していただきます。
- ④意見陳述者の変更がある場合は、意見陳述者等変更申出書を提出してくだ さい。

また、意見陳述申出書を取り下げる場合は、意見陳述取り下げ申出書を提出してください。